**平成２６年（フ）第１６５号**
香川県高松市藤塚町３丁目２番１―202号　コート藤塚Ⅲ
債務者　土居　昭博
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第１６９号**
香川県高松市元山町805番地　フォーブル元山207
債務者　吉留　高行
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第３９４号**
熊本市北区龍田陳内３丁目３番58―303号　コーポゴデス、前住所熊本市中央区九品寺５丁目15番15号　ヤマヨネビル302
債務者　上田　晃大
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第４１６号**
熊本市東区東町４丁目９番４―207号　１Ｃ―２
債務者　西冨三枝子（旧姓西）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第７８号**
山口県宇部市島２丁目４―17―701新川メゾン、住民票上の住所島根県益田市高津６丁目４番44号
債務者　田倉　　正
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで　山口地方裁判所宇部支部

**平成２６年（フ）第６４号**
茨城県日立市十王町高原333番地６　聖孝園、住民票上の住所茨城県日立市川尻町３丁目１番17号
債務者　高野ゆき江
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

**平成２６年（フ）第５８８号**
千葉市若葉区高品町151番地２　ウットパーク東千葉711号
債務者　廣瀬　智子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第３９号**
北海道苫小牧市末広町２丁目７番３号　センチュリー21―101
債務者　佐藤　雅信
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２６年（フ）第４２９号**
仙台市宮城野区萩野町１丁目16番地の８
債務者　加藤　義典
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第４４９号**
仙台市青葉区上愛子字雷神３番地の51　ロイヤルガーデン愛子Ａ203、従前の住所仙台市太白区桜木町34番11号　クロード桜木町102
債務者　久保田富子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第４５５号**
仙台市泉区将監４丁目29番13―302号、従前の住所仙台市泉区鶴が丘３丁目26番地の33
債務者　秋野　和美
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第１４６号**
秋田市外旭川字梶ノ目590番地　アーバンティ外旭川Ｂ―101号、前住所秋田市飯島新町１丁目９番11号
債務者　今野　寛之
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３７号**
茨城県鹿嶋市大字荒野1899番地２、住民票上の住所茨城県鹿嶋市大字武井釜451番地３
債務者　出頭　秀樹
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　水戸地方裁判所麻生支部

**平成２６年（フ）第４９５号**
千葉市若葉区西都賀２丁目31番33―108号
債務者　黒川きみえ
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第１７５号**
新潟県五泉市太田２丁目３番６号
債務者　羽下　和子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１７８号**
新潟県燕市粟生津234番地14、前住所新潟県燕市水道町３丁目21番17号
債務者　櫻井　厚子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　新潟地方裁判所民事部